

湖南広域消防局関係市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湖南広域消防局関係市(以下「関係市」という。)の草津市消防団、守山市消防団、栗東市消防団および野洲市消防団に積極的に協力している事業所またはその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所またはその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 湖南広域消防局消防局長(以下「消防局長」という。)が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 第2条第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。
- (5) 消防署長等 消防署長のほか、市担当者および消防局担当者等の当該事務を処理する者をいう。

(認定の申請および推薦)

第3条 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、消防局長に湖南広域消防局関係市消防団協力事業所認定申請書(様式第1号)により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、協力事業所としての認定が適当と認められる事業所等を、湖南広域消防局関係市消防団協力事業所認定推薦書(様式第2号)により、消防局長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 協力事業所は、消防法令に違反がなく、次の各号のいずれかの基準に適合していなければならない。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の就業時間中における消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時および訓練等に事業所の人員、資機材および施設等を消防団に提供するなど協力している事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているほか、消防団長の意見具申により消防局長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請または推薦があった場合
- (2) 消防局長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

2 消防署長等は、管轄する所在地の事業所等から前1号による申請書または推薦書の提出があった場合は、認定事業所等審査報告書(様式3号)を添えて、消防局長に報告するものとする。

(表示証の交付)

第6条 消防局長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(様式第4号)および湖南広域消防局関係市消防団協力事業所表示証交付書(様式第5号)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市(町村)長等と連

名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、交付された表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、同条第1項の表示の他に、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付することができるものとする。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、電磁的方法その他の人の知覚によって確認することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第4号のほか、様式第4号の寸法を同率に拡大または縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、消防局長は、湖南広域消防局関係市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第6号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期限)

第9条 表示の有効期限は、原則として、認定の日から2年または第10条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期限は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 消防局長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状および表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し・返還)

第10条 消防局長は、協力事業所が事業を廃止または休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、またはその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、消防局長は、相手方に対し、消防団協力事業所表示証取り消し・返納通知書(様式第7号)で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を消防局長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 消防局長は、協力事業所の意思を確認した上で、協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表することができる。

(協力事業所の表彰)

第12条 消防局長は、協力事業所を湖南広域行政組合表彰取扱規程(平成10年訓令第7号)に基づき表彰することができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、湖南広域消防局において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。